

住民投票：「投票率50%未満は開票せず」 東京・小平

毎日新聞 2013年05月13日

東京都内で初めてとなる、住民の直接請求に基づく住民投票が16日に小平市で告示され、26日に実施される。市内を走る都道計画の是非を問うのが目的。都の事業に対する住民投票に市は難色を示し、4月に市提案で改正された住民投票条例に基づき、投票率が50%以上に達しなければ「住民の意思を反映している根拠が薄い」として開票もしない。直接請求した市民グループはビラ配りなどをして投票率アップを目指している。

住民投票では、1963年に都市計画決定された府中-東村山市間の都市計画道路「3・2・8号線」（13キロ）のうち、小平市の約1・4キロを「住民参加で計画を見直す」か「計画の見直しは必要ない」かが問われる。

計画通りだと緑豊かな雑木林を伐採し、玉川上水の遊歩道も分断するため、自然環境の悪化を懸念した「小平都市計画道路に住民の意思を反映させる会」が7183人の署名を集めて住民投票条例の制定を直接請求。条例案は3月の市議会本会議で可決されたが、4月24日の臨時会で「50%条項」を賛否同数の紛糾の末、議長の賛成票により可決・導入した。

小林正則市長は「都の事業に対する住民投票は適当でない」と住民投票に慎重姿勢を示す。投票率が50%以上の場合は27日に開票し、結果を都と国に伝える方針だが、見直しを求める声が多数を占めても、見直しを都に迫る考えはないとしている。事業主体である都が住民投票の結果に従わなければならないルールもない。

有権者14万9187人（3月末現在）の50%に達しなければ、仮に7万票あっても封印扱いで「倉庫送り」になる。反映させる会の共同代表、水口和恵さんは「市は市民でなく都の方ばかり向いている。50%の『成立要件』導入は不当だが、まずは成立に向けて全力で取り組む」と話している。【林奈緒美】